

<裁判例 No.11>

名古屋高裁令和元年8月22日

【出典】

判例時報2453号59頁
判例タイムズ1472号88頁
金融法務事情2133号74頁
金融・商事判例1578号8頁
先物取引裁判例集81号38頁
消費者法ニュース122号280頁

※ 判例評釈

水野信次・銀行法務2164巻1号67頁
角田美穂子・金融判例研究30号（金融法務事情2145）59～62頁
早川咲耶（東京大学商法研究会）・ジュリスト1552号107～110頁
仮屋篤子・速報判例解説〔26〕（法学セミナー増刊）99～102頁
荻野奈緒・私法判例リマークス〔62〕<2021〔上〕〔令和2年度判例評論〕>（法律時報別冊）46～49頁
王子田誠・駿河台法学35巻2号75～85頁
松中学／前田雅弘、洲崎博史、北村雅史監修（京都大学商法研究会）・旬刊商事法務2334号89～94頁

【取引類型】

商品先物

【違法要素】

不招請勧誘禁止 ×
適合性原則違反 ×
説明義務違反 ×
新規委託者保護義務 ○
実質的一任売買 ×
過当取引、指導助言義務、信任・誠実公正義務 → ○

【原告の属性】

本件取引当時、38歳の男性。父親が経営する会社の専務取締役を務めており、年収は約500万円、預貯金は約1800万円で、先物取引を含め、投資経験はなかった。

【指導助言義務に関する判示】

商品先物取引は、仕組みが複雑で相場の予測が困難で、多大な損害が生じる可能性があるリスクの高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であるから、商品取引員及びその従業員は、信義則上、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するために一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模を一定内に制限しなければならない義務を負う。したがって、新規委託者が説明を受けてそれなりに理解した上で取引を行ったとしても、上記義務に違反した場合には、商品取引員及びその従業員は新規委託者に対する責任を負う。

控訴人は、先物取引の未経験者であり、少なくとも上記保護期間である3か月間においては、被控訴人会社の従業員は、控訴人に対し、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言すべきであったにもかかわらず、控訴人は明らかに過大な取引を行っており、被控訴人Y3及び被控訴人Y4の受託行為には新規委託者保護義務違反が認められることは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(4)イ(補正後)で認定、説示するとおりである。

また、いわゆる特定売買は、相場の変動状況によっては有用な取引手法となる場合があるものの、特定売買の取引手法によると、取引回数が必然的に増加し、商品取引員の取得する委託手数料が増える一方、顧客の手数料が増大することを考慮すると、取引期間中の特定売買比率及び手数料化率が高率である場合には、当該取引手法が商品取引員による手数料稼ぎの手段として利用されたものと推認するのが合理的であることは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(6)アで説示するとおりであり、新規委託者保護期間における本件取引の取引枚数、特定売買の回数、月平均売買数等に照らせば、被控訴人従業員らの行為は、新規委託者保護義務、指導・助言義務に違反するものであると認められる。

したがって、被控訴人らの上記主張は採用することができない。

【指導助言義務の発生根拠】

言及なし

【過失相殺】

4割

商品先物取引という極めてリスクの高い取引であることを理解しており、自己の投資予定額であった500万円以上の損失が拡大し続ける中でも、自己の意思によって取引を継続していたものと判示。

指導助言義務違反についての言及なし。